

平成25年12月17日

〒450-0002

名古屋市中村区名駅4-5-26ユニモール桜ビル4F

メディカルクリニックメサイア 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク 東

理事長 杉浦 市 1

(連絡先) 〒460-0002

名古屋市中区丸の内2丁目18番22

三博ビル8階

事務局長 外山 孝 司

TEL: 052-265-9258

FAX: 052-265-9259

申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

今般、貴院の使用している治療契約書につき、消費者保護の観点から検討をさせて頂きました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴院の見解や対応につき、平成26年1月25日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴院の御回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

申入事項

1 申入の趣旨

- (1) 治療契約書において、メソセラピーの料金を3回の治療が必要とした上で、1回目を30万円、2, 3回目を無料と規定した上、第⑤項に「お客様ご都合による中途解約には応じられません」と定めている貴院の規定を、消費者契約法9条1号、10条に違反しないよう、改定されることを求めます。
- (2) フォスファチジルコリン（レシチン）という大豆成分を脂肪に注入する治療で、脂肪を溶かして痩身面で効果を得ることができるいう、医学的根拠（論文、実証の結果等）をお示し下さい。

2 申入の理由

(1) 中途解約に応じられない旨の規定について

医療契約は、準委任契約ですので、本来、各当事者が、いつでもその解除をすることができる契約です。そうしますと、貴院の規定にて、中途解約に応じられないとするのは、消費者の利益を一方的に害する条項として、消費者契約法10条に違反すると考えます。

また、貴院のメソセラピー同意書では、フォスファチジルコリン（レシチン）という大豆成分を脂肪に注入する治療に関し、その②項において、「およそ6ヶ月かけてゆっくり脂肪を溶かしていく治療です」と記載し、③項において、「当クリニックでは2ヶ月ごとに3回治療を行います」と説明しています。すなわち、貴院の治療法によると、同治療は3回にわたって、レシチンを脂肪に注入することが予定されています。そうしますと、料金の30万円は3回分の注入料金であり、1回分の料金は、10万円と考えざるを得ません。それを貴院では、1回目の料金を30万円とし、2, 3回目を無料として、中途解約した場合にも、一切の返金に応じない扱いをしておられますが、上記は、実質的には、貴院に生ずべき平均的損害の額を超える契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項となっておりますので、貴院の規定を消費者契約法9条1号、10条に違反しないよう、改定されることを求めます。

(2) 医学的根拠の開示について

痩せる効果があるか否かが、医学的に明らかになっていないにもかかわらず、痩せる効果があるかのように説明して治療を行うことは、医薬品等適正広告基準、景表法（優良誤認）に違反する行為であります。

フォスファチジルコリン（レシチン）という大豆成分を脂肪に注入する治療で、脂肪を溶かして痩身面で効果を得ることができるいう、医学的根拠（論文、実証の結果等）をお示し下さい。

また、治療に用いられている薬品名（商品名）もご回答いただけますようお願いいたします。